

『グリズリー・ベアー』誌の日本人移民観

桑井 輝子*

キーワード：在米日本人史，カリフォルニア，排日運動，「黄金の西部生まれの息子たち」

I. はじめに

『グリズリー・ベアー』[Grizzly Bear] 誌について扱った研究書は見あたらない。日系アメリカ人に関する通史として定評のあるビル・ホソカワの『ジャパニーズ・アメリカン』¹⁾やユージ・イチオカの『一世』²⁾にも記述がない。しかし、『グリズリー・ベアー』誌は排日団体として有名な「黄金の西部の生まれの息子(と娘)たち」[the Native Sons (and Daughters) of the Golden West]の団体機関誌である。同会は、排日運動の研究において第一人者であるロジャー・ダニエルズによれば、「20世紀に入ってから大恐慌が始まるまでのあいだ、[カリフォルニア州]では、おそらくもっとも影響力のある圧力団体であった」³⁾。

同会が自らを、「その土地で生まれ育った」という意味の native という形容詞を用いて名乗ったのは、同会の性格を理解する上で象徴的である。その歴史は、同会の歴史をつづったパンフレットによると、1875年にアルバート・メーヴァー・ウィンが組織化した。ウィンは1810年にヴァージニアで生まれ、カリフォルニアには1849年にやって

きた。カリフォルニアに金が発見された翌年、ゴールドラッシュの年である。アメリカ人としては、カリフォルニアのパイオニアである⁴⁾。ウィンは、1850年に准将に任じられ、将軍と呼ばれた。会員資格は、1875年の入会日委員会から送付された葉書によれば、白人の「1846年7月7日以降、シエラネヴァダ山脈の西に生まれた16歳以上の青年」で、会の目的は「社会的な交流、精神的向上、相互利益、および会員の一般的な発展のために、組織された」⁵⁾。1846年7月7日とは、カリフォルニアのアメリカ人がメキシコに反乱し、「熊の旗の共和国」(Bear Flag Republic)を樹立した3週間後の7月7日にモンレーでアメリカ国旗が掲揚され、カリフォルニアがアメリカ領の一部と宣言されたことに由来する。ここでいう熊とはもちろんグリズリーベアーであり、以来カリフォルニアの象徴となった。後に女性にも入会資格が拡大され、女性の「黄金の西部生まれの娘たち」が組織された。初代会長のジョン・A・スタインベックは、「われわれが生まれた土地を誇りとすることになんの不思議もない。また自らを頼みとする精力的な家族だけが、あの早い時代[ゴールドラッシュ時代]に、この地にやってこられたことを思えば、われわれの血統も同じように誇りとすることに不思議はない」、と声明した⁶⁾。西部に生

*〒380 長野市三輪8-49-7 長野県短期大学

まれたこと、すなわち西部のネイティブであることに誇りを感じるだけでなく、他のものよりも優れた血統をもつことを誇っているのである。また同会の名称が、「黄金の」西部と形容詞を使っていることは、カリフォルニアに金が発見されたこととともに、カリフォルニアが「黄金郷」であるという認識があったことを示唆している。当初の会員の多くは、当然ながら、20代初めの青年であった。

同会の目的は、1923年の誌面に謳われた主張によると、

- 1) 「49年の時代」[ゴールドラッシュと開拓時代]の伝統を保持すること、
- 2) カリフォルニア州の史跡を保存すること、
- 3) カリフォルニア州の真の物語を探し出すこと、
- 4) バイオニアたちの思い出を大切にすること、
- 5) カリフォルニア州の歴史の研究を奨励すること、
- 6) カリフォルニア州を白人種のために保つこと、

- 1) 個人の生活の高潔さ、
- 2) 公務に誠実であること、
- 3) すべての事柄において良心の自由をもつこと、
- 4) 完全な寛容、
- 6) 善良な市民であること、
- 7) 完全なアメリカ主義

が求められた。その目的からは、目的の6)の「カリフォルニアを白人種のために保つ」という白人優越主義を除けば、保守的とはいうものの、現在でも十分通用するように思われる。構成員に求められる要件も、構成員の多くが移民の子供達であることを考えれば、7)の「完全なアメリカ主義」も含め、一応うなずける。しかし、カリフォルニアの歴史をひもとけば、カリフォルニアが決してその歴史の当初から、白人、ましてやアメリカ人のものではなかったことがわかる。自分たちも新参者であったのであるが、そうした視点は

欠落している。さらに、同会は、「政争や宗教論争には入らない」として、政治や宗教の問題では不偏不党であると主張したが、排日が会の基本方針であったので、政治家が会の支持を受けるには、政治的ポーズとして、排日でなければならなかった。

同会は、排日団体として勇名をはせ、ダニエルズは、その主張を「反動的で、ネイティヴィズムで、しばしばヒステリー気味だ」⁷⁾と表現した。ネイティヴィズム [Nativism] というのは、英和辞書的に訳せば、土着民主義であるが、アメリカ史の文脈で捉えると、移民や移住がもちこむ文化や生活様式を劣ったもの、アメリカを汚すものとして排斥する思想であり、運動である。前述のパンフレットは、同会が「高い意味でのアメリカニズムによって動機づけられ」ており、決してネイティヴィズムにもとづくものではないと論じている。そして同会が、反ユダヤでも、反カトリックでも、反黒人でもなく、反移民でもないと反論した。「どのような意味でも反外国ではない。何百という会員が移民の子である」からという。そして、日本人移民に反対して闘ったのは事実であるが、それでも、「決してネイティヴィズムの理由からではなかった」と主張した⁸⁾。会員には、ハイラム・ジョンソン（州知事、連邦上院議員、副大統領候補）、ウィリアム・ランドルフ・ハースト（ハースト系新聞社主）、ジェームズ・フィーラン（連邦上院議員）、アール・ウォーレン（州司法長官、州知事、連邦裁判所長官）をはじめとして、著名人や地方の名士が並んだ。

はたして同会がネイティヴィズムを唱道していなかったのかどうか、『グリズリー・ベアー』誌の論説から検証してみたい。本稿では、アメリカ社会でネイティヴィズムが高まりを見せ、排日運動が一つの帰結をみる第一次大戦後から一九二四年まで、同誌の日本人移民に対する論説を分析する。

II. 『グリズリー・ベアー』誌の日本人移民排斥の主張

1) 寄稿者による論説

1919年から1921年の『グリズリー・ベアー』誌の巻頭には、社説ではなく、寄稿者による論説が掲げられた。そのなかには、日本人移民に敵対的な論説が多く見られる。たとえば、『日本人のアメリカ世論征服』（仮訳）の著者、モンタヴィル・フラワーズは、1919年11月号で、「日本人の精神と意図：人種宣伝を通じて排日問題の解決を希望」と題して、日本の対米世論攻勢を批判的に解説した。フラワーズによれば、日本人は一方で日米親善をアメリカ人向けに論じ、その一方で、日本国民向けに「国家的・人種的攻撃」の強化を奨励していると論じて、『日米』新聞や『新世界』というサンフランシスコで発行されている日本語新聞の記事を例示した¹⁰⁾。『サクラメント・ビー』の社主兼主筆のV・S・マックラッチャーは、翌12月号の「疑念の余地のない事実と数字：黄禍が鎮圧されない限りカリフォルニアが日本化されることを証明する」と題した論説¹¹⁾のなかで、紳士協約の結果、協定の趣旨に反して、毎年1万から1万2000の日本人移民が入国していると主張し、1919年6月にシドニー・ギューリックが下院移民委員会に助言した法律案¹²⁾に断固反対した。そして、紳士協約では移民制限の枠外におかれた写真花嫁が実際には入国を禁止されている労働者であると論じ、日本自身が韓国・朝鮮人や中国人の低賃金労働者の入国を禁止していることをあげて、日本の主張が身勝手な論理だと主張した。この論説に対して、編集者は、この論説が「アジア人の脅威は空想ではなく現実のものだということを証明する」もので、カリフォルニア人は「東洋人のフン族の軍隊を直ちに敗走させなければならぬ」と述べ、「あらゆる西部生まれの会の支部でこの記事を繰り返し読むことを強く勧めると力

説した¹³⁾。さらに、『カリフォルニアと東洋人』と題する報告書を州知事に提出した州監査委員会の委員であるH・スタンレー・ベネディクト¹⁴⁾、州会計監査役であり、日本人排斥同盟の理事長であるジョン・S・チャンバース¹⁵⁾らも論説を寄稿している。

これらの主張は、大同小異である。まず第一に、マックラッチャーが指摘したように、紳士協約が十分な成果をあげていないどころか、逆に移民規制をかいくぐる隠れ蓑に利用されていると、決まり文句のように繰り返された。つぎに、「ジャップ問題」に関して、東部のマスコミも連邦政府も無知であり、日本側の世論攻勢に無防備だと考える。たとえば、チャンバースは、「アメリカに対する日本人の脅威について今日ほど中西部や東部諸州の同胞市民にはっきり自覚させる必要のあるときはない」と断言している。なぜならば、東部の主要な新聞雑誌は、親日的論陣をはり、教会は「人類の兄弟愛や父たる神の理論」を展開しているからであるという。そうした事態が起こるのは、「日本からの資金が、国民感情に影響を及ぼしたりアメリカニズムを弱体化する目的のために、惜しみなく費やされている」からだとして、チャンバースは警告する。確かに、日本人数はカリフォルニア人300万に対して10万、日本人の農業面積数は9900万エーカーに対して45万と、数字を見る限りにおいて問題はないように思われる。しかし、とチャンバースは続けて、日本人との競争には勝てないと、つぎのようにカリフォルニアの抱えた問題を論じるのである。「日本人は集団で入植するので、そうした地区では白人は追い出される。中央アフリカのネグロに次いで地球上でもっとも多産な人種である」し、「カリフォルニアでは改良された農地は1200万エーカーで、灌漑されたところはもっと少ない。もっとも豊かな郡の多くでは日本人が灌漑地区の75%を占め、他の多くの植民地もカリフォルニアの最高の土地にある」

と、日本人の出産率の高さと、豊かな農地を独占していることと論じた。さらに、続けて、

植民と高い出生率の脅威の他に、これらの異邦人の産業習慣がある。白人の基準よりはるかに低く、白人は競争できない。社会的に、政治的に、宗教的に日本人はわれわれには相容れない存在であり、将来もつねにそうであろう！……かれらの忠誠は第一に、最終的に、そしていつも東京にあって、ワシントンにはない

と述べ、日本人が同化しないし、アメリカへの忠誠心ももちえないと批判した。こうした日本人問題を抱えるカリフォルニアの問題を全国レベルの問題として認識してもらうには、「唯一の対策は我々自身のプロパガンダで反撃することである」とチャンバースは主張し、

カリフォルニアを愛し、アメリカを愛する、この州のすべての男性、女性、子供は、褐色ないし黄色いものに対立して白い人種のために立ちとうとする人々は、寄付すべきである。喜んで、この運動に寄付すべきである。

と愛国心に訴えて、20万ドルを目標とする募金キャンペーンを提唱した¹⁶⁾。編集者は、チャンバース呼びかけに対して、同じ誌面で、「寄付せよ」と応じた。そして、11月の選挙に向けて、「白いジャップ」の支援を受けて、日本人団体は10万ドルを「緊急資金」として集めていると警告を發し、

本国の政府と白いジャップに助太刀された黄色いジャップは、大和民族のためにカリフォルニアを勝ち取ろうと決意しているのだ、というわれわれの信念を裏付ける新たな事実がほぼ毎日のように、もたらされている。ジャップは「将来百年の人種計画」をもち、その計画にはカリ

フォルニアと合衆国西海岸を日本のために獲得することが含まれる。そしてこの州のジャップは「どのような犠牲があろうとも死しても護る」と決意している。禍の前兆に気づいたカリフォルニアに導かれた合衆国が、「平等」と「正義」を訴えるジャップのプロパガンダには耳を貸さずに、もっと強い足がかりをかれらがこの地に築くの不可能とするだけでなく、全能の神がかれらの留め置かれるべき所とした場所、アジアに、かれらを押し戻しせなければ、かれらは成功してしまう。

と激論をぶった¹⁷⁾。

ところで、日本人移民がカリフォルニアの最高の農地を占有しているという非難は、排日キャンペーンではさかんに繰り返されるテーマである。当時のカリフォルニアでは農業は主要産業であるから、それが外国人の手に独占されるのは危惧されることであろう。しかし、日本人が豊かな土地を不法に収奪して手に入れたのかどうかは、別問題である。ここに『グリズリー・ベアー』誌そのものに掲載された記事がある。「リヴィングストン」と題して、E・G・アダムズはつぎのように述べている。

マーセッド郡のリヴィングストン地区は、長い間、サンウォーキンヴァレーのなかで、農村としてはもっとも不向きな土地のひとつだと思われてきたが、ここ数年で、ヴァレーや郡のなかだけでなく、州全体から見ても、最高級の農耕地とみなされるようになった。かつては砂丘と砂漠の不毛の地であったところが、いまや枝もたわわに実をつける果樹やブドウや、富を生み出すジャガイモやメロンの畑となった。ここには、うつくしい田舎風の家が地域全体に広がっている。かつては砂の荒地と恐れられていた土地の生産量は年々増加の一途をたどり、その

生産物を出荷することで、町は、繁栄し成長している。

リヴィングストンの変貌はひとたび生まれれば急激だった。10年前、穀物の栽培だけがこの地域の唯一の農業であった。穀物栽培でなければ、牧畜業者が放牧用に広大な草原を使っていた。そしてもっと集約的な農業を行うバイオニアがやってきた。この地区ではどだい無理な話だと思っていた人々から、せせら笑われても、リヴィングストンの土壤に信念をもつ多くの白人の他に、日本人の一団がいた。かれらは町の東北部に定住した。最初の三、四年は、リヴィングストンは耕作には不向きだみなす悲観的な確信の方が正しいように思われた。手のつけられない風がいつもいつも植え付けた種を吹き飛ばし、あるいは若木を切り倒し、軽い砂質の土壤をししばし吹き流した。入植者はただ呆然と立ち尽くし、何日も何週間もの労働が数時間で無になるのを見つめるだけだった。しかしかれらは気落ちしなかった……その間、かれらは防風林を植えた。大部分は竹であったが、ユーカリの場合もあった。

やがて、「砂漠の風はしだいに脅威ではなくなった。入植者が増えるにつれて、砂の荒れ地は後退していった」。そして、今や農村部の人口は1500、「リヴィングストンの銀行預金高は約25万ドルである。毎回自由公債の購入は募集額を上まわっている」ほどの発展を遂げるようになった¹⁹⁾。

日本人移民は、土壤改良者として、また優秀な作物の栽培者として定評があった。日本人移民は優秀な農業者だという評判に対しては、『グリズリー・ベアー』誌は直接には反論しなかった。しかし、「ジャップは公衆衛生を危険にさらす：かれらの野菜畑は人間の食料には不適である」と題するロサンゼルス郡衛生局のポモロイ博士の論説¹⁹⁾を掲載して、日本人移民農業者のつくる野菜

やくだもの、とくにいちごなどの直接口に入れる作物に対して、警告を発した。この記事は、腸チフスのような伝染病の発生源は、調査するとかならず日本人農家にゆきつくが、それはかれらが肥料として人糞を用いたり、風呂の水をかえないなど、極めて不衛生だからだと指摘している。同記事に対して、編集者は、公衆衛生教育の必要を主張するのではなく、日本人移民農民の無知を、「当地のジャップ農民は、この国の法律にも習慣にも敬意を示さず、生まれた国で認められている方法を用いている。カリフォルニアを日本化する目的のためだけに当地にいるのだから」と結論づけ、露骨な嫌悪を示し、博士の告発を機に、「人民がこの黄禍を一掃し閉め出す行動にでる時期ではないか」と主張した。日本人移民は、カリフォルニアの「日本化」をめざすのであるから、どのような法もできるだけ忌避し、同化しようとするものではないのだ、と批判することばで、総括するのである。

一方、日本人移民が帰化権を求める動きを始めたことに対して、『グリズリー・ベアー』誌は、「日本の外交的虚勢：うぬぼれに凝り固まって、尊大にも白人種全体に対して問題を提議した、日本は非難されねばならない」と題するジョージ・J・バーンズの論説を掲げ²⁰⁾、日本人移民が平等を求めることなどんでもないと論じた。この記事に付言して編集者は、「カリフォルニアは日本主義者の餌食になってはならないと決意した人々に対して、政略、排外主義、人種憎悪、など考える限りの非難が、黄色いジャップと白いジャップのプロバガンダから発せられている」と述べ、

いつ果てるともない人類愛のプロバガンダを通して、かれらが受け取る資格もなければ権利もないアメリカ市民権の権利を勝ち取ろうとしている。神は異なる色の人種の混合を意図されなかった。でなければ、あるものは白く、あるも

のは黒く、あるものは黄色で、あるものは赤くとは創造されなかっただろう。

と人種論を展開している。「人類愛のプロパガンダ」とは、後述するシドニー・キューリックらの、日本人移民擁護論を指す。ここで編集者が「異なる色の人種」と述べているのは、当時信じられていた肌の色の違いを指す。いわゆるコーカサス人種の肌の色は「白」、アフリカ系の人々は「黒」、インディアン（インド人）と誤って呼ばれた原住民アメリカ人は「赤」で、日本人中国人などは「黄」だと思われていた。しかし現代のわれわれからみれば、仮にこの論理が正しいとするならば、当然つぎの疑問が生じてしまう。ではなぜ神は「白い」肌の人々の髪の色を、金髪、銀髪、褐色、黒色、赤毛と、多彩にしたのであろうか。髪の色を違えたのは、神がそれらの人々の「混合」を禁じたとでもいうのであろうか。編集者ハントの答えを聞いてみたい。

2) 編集者の論説

特別な寄稿者がいない場合には、編集者兼総支配人のクラレンス・M・ハントが論説を担当した。やがて、「グリズリーのうなり声」と題する時評欄で、日本人問題も論じられるようになる。

ハントの排日の論点の一つは、日本人とアメリカ人は正反対だという断定がある。「現下の義務」と題する1920年3月に掲載された論説では、

日本を世界の強国の一つと西側諸国が認める結果、東洋人との接触から生じる問題を認めざるをえない。われわれは東洋人を知っている。日本の歴史は周知の事柄である。地理、精神的視点、道義観、政治観において、日本は地球の反対側にある。

われわれは無条件で、日本人自身の口から、かれらがわが国の制度と政府に対する脅威であ

ること、政治観においてかれらはこの国の建設者たちが樹立した原則とは正反対であること、かれらの政治制度は神授の王権の教義を助長し、それは民主的理念に染まった国民との混合や同化の理念を除外するものであることを、いつでも証明できる。

最終的分析に帰着すると、日米問題は帝国主義と民主主義との論争である。「平和的浸透」で、日本人はわが国の領土で、世界史上例をみない強力な宣伝のやり方で、われわれに戦闘を挑戦してきた……

と、政治的、文化的、精神的にアメリカとは決して相容れない日本人が、カリフォルニアに猛然と進出し、進出を容易にするように世論工作を行っているのだ、と論じた。そうした状況下では、

こうした事柄が事実と知れば、現下の義務はなんであろうか……

危険は目前だ、義務は明確だ……それゆえ、前進しよう。東洋のアーモンド型の目をした息子たちの猛襲に応じよう。手段がなければ、それをつくろうではないか。煽動しよう、教育しよう、根絶しよう……

自分たちもその挑戦に応じ、なんとしてもかれらを押し戻そうではないか、と読者の危機感に訴えた²¹⁾。

つぎに日本人移民は日本政府の先兵だという、信念ともいえる考え方があった。日本の「この州のあらゆるジャップはある目的のためにここにいる。ジャップ政府の『平和的侵略』計画の一翼を担うために。政府によってこの地に送り込まれたのだ。土地やその他の財産に投資される金はすべてジャップ政府のものだ」と論じた。「『太陽の種』その種を取り除け」と題する論説で、『太陽

の種』(仮訳)という排日小説について、我が意を得たりとばかりに論評したときに述べた意見である²²⁾。ハントはまた、1924年1月号で、「かれらは日本の直接の代理人としてこの地にきて、日本から命令を受けている。こうした事実を決して忘れてはならない」と、日本人移民が日本政府の命令で、その意志を実現するために送り込まれたのだと繰り返した²³⁾。

だからこそ、第一次大戦後の軍縮の気運にも反対した。オークランドの1922年の「西部生まれの会」の総会では、

合衆国の太平洋岸と我が国の旗の下にある島々はアジア諸国との戦争の暁には最初に攻撃にさらされる。アジアの何千万もの黄色人種はますますその力を自覚し、あらゆる方法でその力を拡大している。日本の場合には日々ますます尊大になり攻撃的になっている。そこで、

決議、黄金の西武生まれの息子たちの総会は、近年批准された条約によって現在許されている最大限の戦力を一隻たりとも一兵たりとも下回るような海軍削減の提案には全力で抗議する。

ことが採択された²⁴⁾。

また一方で、日本人に帰化権を与えることにも、絶対反対であった。日本人の帰化権をめぐる、小沢孝雄に対する連邦最高裁判決が出される前の月の10月号で、ハントは「黄色は白いか」と問い、「かりに裁判所がジャップの願いを認めたら、カリフォルニアは黄色人種のために失われるだろう」と警告した。「というのは、すべてのジャップは急いで帰化するからだ。とはいってもかれらの心は日本の天皇の忠実な臣民であり続けるのだ」と論じた²⁵⁾。日本人移民は、アメリカに領土的野心を抱く日本政府の意向を受けてアメリカに帰化するのだが、本当は日本の天皇の忠実な臣下だというのである。

さらに、11月の判決の翌月には、日本人移民がこの判決にあまり動揺していないかみえることを解説して、「関心を帰化問題に集めるかれらの主な目的は、土地の収奪や子供の繁殖活動から関心をそらせることであった」と論じ、判決は重要ではあっても、日本人移民問題の解決を保証していないと警告した。なぜなら、「ジャップは賢い。物事を遙か先まで自分たちに有利なように考えている」からで、判決を事前に予想し、判決後に「外交戦」が行われ、妥協によって、帰化法が改正されることを望んでいるからだと主張した。そのような日本人移民の自信を示す例として、『新世界』(11月8日付)の紙面を英訳している。

第二世代の日本人は我々が望むもの〔原注カリフォルニアの完全掌握〕を確保するだろう。要するに、時間の問題だ。帰化と移民の問題は連邦政府によって考慮されているので、悲観するには及ばない。なぜなら、たとえ帰化権が得られなくても、われわれの子孫は、市民権を得る資格があったら、われわれも得られのと同じ権利を確保できるからだ。だから、今は帰化できなくとも送還されなければ、10年か15年留まれば、確実に帰化できるだろう。要するに、この国にいるのだから、ここに留まる覚悟さえあれば、われわれは欲しているものを達成できるのだ。

「われわれは欲しているものを達成できるのだ」という表現は、『グリズリー・ベアー』誌の論理から見れば、カリフォルニアの奪取である。ハントは、この記事から、「ジャップが法律もその解釈も関心がないことは明らかだ」と警告した。カリフォルニア州外国人土地法が最高裁で合憲の判決が出て、排日移民法が制定されても、

カリフォルニアをジャップから救うことにはな

らない。ここ数年で、支配するに足る数があるからだ。ここで生まれたジャップの子供はすべてアメリカ市民であり、その子が土地を取得したり、投票したりすることを禁じる法律はない。そして黄色い害虫が繁殖するときたら！かれらが拜むミカドの栄光のために。われわれが今すぐにしなければならないのは、生まれたときに親が市民権を得る資格のない子供の市民権を否定する連邦憲法の改正である。これがジャップが本当に恐れている立法である。おそらくカリフォルニアと太平洋岸を白人種のために救う唯一の立法である。²⁶⁾

ハントは、究極的な解決には、東洋人には出生による市民権の獲得を否定しなければならないと論じた。これまでの、カリフォルニア州外国人土地法制定や、帰化権の否定から、連邦憲法修正による日系人の締め出しへと、排日の要求を一段とエスカレートさせた。カリフォルニア州議会は憲法修正を連邦議会に求める決議案を出したことを受けて、

連邦議会がそのように合衆国憲法を修正しなければ、カリフォルニアだけでなくやがてはすべての合衆国西部は完全に日本化されるだろう。これらの西海岸に上陸をゆるぎされてきた日本の『平和的侵略』軍の担い手は多産な繁殖者で、すでにカリフォルニアを喉輪攻めしている……カリフォルニアがアメリカの国民にとって日本の不興を買う危険を冒す価値があるだろうか。もしあるなら、異質で同化できない国民が充満しないようにするために、合衆国の白人市民は連邦議会に対するカリフォルニアの要求を支持しなければならない。

と論じた²⁷⁾。太平洋岸の「日本化」を避けるために、憲法修正が不可欠だというのである。その理

由の一つとして、ハントは、日本人移民の出産率の高さに危惧を抱いていた。その他に、カリフォルニア州の外国人土地法をはじめとする日本人の経済活動を規制する法律が結局はざる法にすぎないという思いこみがあった。外国人土地法が強化され、日本人の帰化権が最高裁判所で否決された後の1923年でさえ、「ジャップの状況には新しいものはない。何年もの間続いてきたことが毎日繰り返されるだけだ。ジャップは法に違反したり忌避して、どんどん土地を取得し、カリフォルニアへの喉輪攻めを強めている」と嘆いている²⁸⁾。

このように状況がいっこうに改善しないのは、ハントが主張するには、おもに三つの理由があった。一つには、前述したように、日本人は法を遵守しないと考えていたこと、つぎに連邦政府が日本の感情を損なわないことに汲々として、無策であり、しかも地方官憲が既存の法律の厳格な執行を怠っていると思っていたこと、第三に「白いジャップ」の存在だった。連邦政府と地方官憲が、現状の法律を厳格に適用しないことには、ハントはつぎのように批判した。

今やわれわれはジャップの『平和的侵略』を止める十分な法律をもっている。問題は、法律を厳格に公平に施行する十分な気骨のある役人がいるかということだ……

ジャップが土地法に違反しているという苦情をグリズリー・ベアーが受けない日はほとんどない。……

ジャップが恐れているのは1920年土地法条項の厳格な施行である。というのは、その法の施行によってのみかれらが今不法にも権利を保有している土地の大部分を放棄させられるからだ。この法のもとでは、どんな性格の土地でも所有する権利はかれらにはない。日米の条約はたんに商業的目的のために不動産を借りる権利を与えているだけである。この法律という武器で、

ジャップを敗走させることができる。われわれはこの武器を使うのか、それともジャップによるカリフォルニアの『平和的侵略』を許すのか。行動はことよりも雄弁だ。すぐに行動に移そう²⁹⁾。

要するに、現行の州外国人土地法が厳格に執行されれば、日本人農業者は、市民の後見人としても、農地の購入はおろか、農地の借地も、収獲契約もできず、たんなる労働者にと転落せざるをえなくなる。しかし、現実には、かれらは農地を保有し、農業経営を行っている。それは「白いジャップ」がいるせいだと、ハントは非難した。

『グリズリー・ベアー』誌が執拗に攻撃したのは、日本人移民を擁護する「白いジャップ」であった。「ジャップ」には二種類あって、「白いジャップ」と「黄色いジャップ」のうち、

この二つのうち、白いジャップの方がもっと危険な敵である。というのは、かれらは、法の忌避を実践し、アメリカを征服することを最大の野望とする国家の臣民による法の無視を唱道しているからである。このような白いジャップ、カリフォルニアの裏切り者がいなければ、この州は解決すべき深刻な黄色いジャップ問題はなかったであろう³⁰⁾。

日本人移民の擁護のために闘う弁護士や宗教家や政治家は「白いジャップ」とみなされた。とくに槍玉にあげられたのはシドニー・ギューリックである。アメリカ教会連合の「主な煽動者」と決めつけたのである。

ギューリックとその人類の兄弟愛の一団は、合衆国の日本化の努力の最終的結果を気遣って、ジャップの要求に応じればと日本との戦争が回避されるだろうと連邦議会に説教し祈っている。

これは絵空事ではない……

アメリカの「教会連合」が日本での伝道事業の継続を許される見返りに、この国はいまここにいる黄色いジャップに完全な市民権を与えるのだ……これで黄色人種はどのような種類の土地でも権利を獲得し、白人と結婚し、アメリカ生まれの市民に保証されているそのほかすべての特権を享受することが許されるだろう……

再び問う。君たち白いアメリカ人はなにをしようとするのか。眠り続けるのか、それともジャップを除くつもりなのか。合衆国西部、白人の天国は諸君の決定にかかっている。

ギューリックの展開する排日派批判が、人道主義の仮面をかぶっているものの、実際には利己的な利害に基づく欺瞞だ、と論じ、日本でのキリスト教伝道の代償として、天与の「白人の天国」を日本人移民に渡してよいのか、とハントは訴えた³¹⁾。

1924年7月1日、日本人移民を実質的に排斥する条項を含む包括的移民法が発効した。移民法の成立が確実となって、『グリズリー・ベアー』誌は、6月号で、「不屈の運動の末、カリフォルニアを白く保つためのジャップとの闘いにもう一つ進展があった」と勝利宣言した。しかし、すぐに、「いまやわれわれは長い間求めてきたジャップを排斥する法を得た。しかし法だけでは日本の『平和的侵略』を阻止できない。ジャップは「日本製」の承認の印のない法を進んで尊重するようなことはしないと、記録は証明している」と警戒を示し、

将来のカリフォルニアと太平洋岸、いや合衆国大陸全体の安全のための運動と進むには、連邦権法が、市民権を得る資格のない両親あるいは親から当地で生まれた子供の市民権を拒絶するように、修正されない限り、そして、ジャップが法に違反して占めている土地のどんな隅から

も追い出されない限り、確実にはならない。

『お涙頂戴』や『人類の兄弟愛』を話す人々はずでにここにいる黄色い害虫のために精力的なキャンペーンを展開している。しかしそのような訴えに耳を貸してはならない。カリフォルニアは白く保たれねばならない。ジャップなどの市民権を得る資格のない外国人を敗走させてはじめて可能となるのだ。

と述べ、なおいっそうの努力を力説した³²⁾。

以上のような言動は、今日から見れば極めて差別的で悪意ある偏見に満ちている。これは排日団体として有名な団体の機関誌ならではの見解だからだ、極端な例だと、反論する向きもあろう。しかし、同誌の寄稿者は、時の名士であり、有識者である。また、同誌の論説に引用された議会の決議文や判決文は、当時の考えとして、決して極端な言論であったとはおもわれぬ。たとえば、1923年11月号の論説で引用されたR・L・トンブソン判事の判決文にはつぎのような下りがある。

外国人土地法などのわが州議会の立法の目的は、侵略する褐色の人々の群から急速に失われつつある肥沃な土地を護ることにある。これらの人々はこの地に来て、生活と市民権の水準を揺るがし、「黄金律」の執行のかわりに礼儀正しさと狡猾さという哲学を用い、東洋の理念と宗教をもたらしたのである。

これは自分の国の境から大きくなりすぎて、ハワイを含め、太平洋の島々を荒らしてきたと同じ民族である。ハワイ諸島の学校、実業、議会は今日文字どおり日本人の支配にある……

これは「紳士協約」の形でわが国の政府との条約を回避し、写真花嫁という外見で繁殖の目的で女性を連れてきたと同じ民族である。昨年5000名以上の日本人の子供がカリフォルニアに生まれた。その前年は4500名で、すべてはこの

国と州の市民である。かれらはわれわれのもっとも豊かな畑を独占する。その生活水準は非常に低いのでかれらと競争したいと思わない。またわが国が何世代もの辛苦と苦勞と知的な進歩で得てきた利益を強奪されるべきではない。

州の議員がその権限の及ぶ限りにおいて全力でこの歓迎されない、良心のない侵略からわれわれの学校、家、土地を護るにそれが必要だと考えたのは、少しも不思議ではない。

このように述べて、ソノマ郡の高裁の判事は、ミット・カワオカが三人のこどもの後見人となることを認めるよう求めた請願を却下した³³⁾。

また、連邦最高裁判所判事バトラーも、「市民ではなく市民になることもできない人がその州の繁栄のための有効的な仕事に対する関心もなく力もないことは明白だ。であるから、州は、その領域内の不動産をかれが所有し借用する権利を正当に拒絶できよう」と述べて、カリフォルニア州外国人土地法を合憲と判決した。ハントは、「一つの大きな勝利が勝ち取られた！」と、この判決に喝采した。しかし、「カリフォルニアは、この州のジャップの脅威を除く運動において、ここで止まってはならない」と続け、「[カリフォルニア州] 外国人土地法は市民と外国人とを問わず、尊重されねばならない。そうでなければ、合衆国最高裁判所の判決にかかわらず、カリフォルニアは徹底的に日本化されるだろう」と、法の厳格な執行をもとめた³⁴⁾。

このように、いつの時代にも良識を持つと思われる裁判所の判事でさえ、『グリズリー・ベアー』誌の主張とほぼ同一の言動を行っているのである。けれども、同誌に公平を期すために、同誌が終始一貫して、法の枠内で、「排日」を実現しようとしていたことを付記しなければならない。『グリズリー・ベアー』誌は一貫して非暴力主義であった³⁵⁾。たとえば、1921年7月にターラックで日本

人労働者追放事件が起こると、これを「不法行為」と非難し、「カリフォルニアの主張を助けるのではなく、こうした行為はジャップの利益になる。かれらに有利な世論を作り出すからである」と反対した。

もろもろの欠点があっても、われらの政府が世界で断然最上の政府が生き残るには、法と秩序がいつもどのような状況であれ行き渡らなければならない。法に対する非礼を唱道し法に対する不服従を実践する人はだれであれ、市民と外国人とを問わず、われわれの政治的、社会的、商業的の制度にとっては危険な敵である。カリフォルニアは白人であろうと黄色人であろうと、合法的な手段でそうした人を排除しなければならない。

とあくまで法の範囲内で反対行動をとることを主張した。そして、無策な知事らに対しては、「われわれはいつも票をもっている。唯一の強力な武器である。忠誠なアメリカ市民によっていつも用いられるべきである」と、市民の一票で、主張を実現しようと論じた³⁶⁾。そして、日本人移民問題に切実な関心のない東部に対しては、排日世論形成のために、読者に、「真実を広げよ」と、つぎのように訴えた。

グリズリーベアーを読み終わったら、ジャップ記事に印を付けて東部の知人に送り、友人たちに回すように頼みなさい。

黄禍の本当の状況について東部の人々は情報を必要とし、また欲しているのです。東部の人々は西部の人々とともに、アジア人を敗走させる運動に加わる前に、啓蒙されなければなりません。

ジャップは、東部の人々が際限のない根も葉もないまぎらわしいプロパガンダを得るように、

取り計らっているのです、すべての白いアメリカ人は、大量の事実をもってその状況に対処するために、連帯すべきです。

グリズリー・ベアーは、真実を論じる記事を出すことでその役目を果たします。真実を流し続けることで、皆さんも皆さんの役目を果たしませんか。

西部生まれの息子の会のすべてが今しているわけではないのですが、地元の図書館や小中学校のために、この雑誌をとるといことも提案できます³⁷⁾。

このように、言論活動と選挙で排日の意志の実現を図ろうとしたのである。そして、1920年代初頭の『グリズリー・ベアー』誌は、日本人移民をアメリカから排斥しようとして主張したが、必ずしも日本攻撃ではなかったことも、つけ加えるべきだろう。関東大震災というこの未曾有の災害に対して、「西部生まれの息子たちの会」も含めて、「カリフォルニアの人々が非常に迅速に気前良く応えた」のは、「カリフォルニア人が日本人嫌いだという、ジャップのプロパガンダの主張が当てにならないことを例証している。自分の国にいるジャップに対してはカリフォルニア人はなんの敵意もない」からだ、と述べている³⁸⁾。

III. 終わりに

『グリズリー・ベアー』誌にみる「黄金の西部生まれの息子たち」の主張は、日本人移民排斥の線で一貫していた。その言論は確かに近年台頭しつつある極右白人優越主義の諸団体とは異なり、決して暴力主義ではなかった。あなどりがたい脅威とみなす敵に対して、世論の宗教心と愛国心に訴え、敵を排除する法規制の実現をめざした。現存の法治体制に挑戦するものではなかった。けれども、かれらの主張は、人種主義に基づいていた。神が肌の色を違えたのは、人種によって住み分け

させたいからだ、という論理に帰結される。しかし、「白い」人々がもともとはアメリカには住んでいなかったのだ、という謙虚さはない。自らの組織を、カリフォルニア生まれの人々の会と規定しながら、東洋人は、すべてアメリカ人とは正対だと決めつけた。移民の「アメリカ化」に関して、自分たちの会こそ「最上の学校」と誇りながら³⁹⁾、東洋人には入会を認めなかった。かれらの主張する「同化できない」とは、東洋人は「同化させない」という意味であった。有色人種との混血は白人種を劣化させるからというのが理由であった。

こうした白人優越主義に基づく偏見が、アメリカの基本理念の一つである自由と平等と個人主義とに矛盾するものであることはいままでもない。しかしかれらはそうした偏見を偏見とは考ええず、真理とみなし執拗な言論活動を展開した。そして、偏見を法体制のなかに差別として組み込んだ。さらに、日系アメリカ人はアメリカ人ではなく、「よそ者」だという思いこみをアメリカ世論に植えつけた。最終的に戦争という国家の危機に際して、市民権の有無を問わず、日系人11万人を太平洋岸防衛地区から強制立ち退きさせる結果を生んだ。

残念ながら、そうした偏見は現在もなお残存している。たとえば、1995年4月4日、シンプソン事件の判事として著名となったランス・イトー判事を、ニューヨーク選出上院議員アフロンス・ダダモは、「ちびのイトー判事」と呼び、日本人のなまりをまねて、ラジオ番組で侮辱した⁴⁰⁾。みずからがイタリア系移民の子供である上院議員としては、あきらかに無神経な失言であり、このような言動には即座に非難の声があがった。けれども偏見が組織の体質にまで組み込まれ、差別行為が行われている場合には、偏見の所在を明らかにすることは困難となる。たとえば、ブルース・I・ヤマシタの場合をみると、かれが海兵隊の士官候

補養成学校から「指導性の欠如」を理由に放校された事件は、実際には教官側の執拗な人種差別の結果であったことが判明するまでに、3年を要した。ヤマシタの要求から、士官候補養成学校ではマイノリティーの方が高い落後率であることが判明し、調査の結果、差別の実態が明らかになった。ヤマシタは、「おまえの国へ帰れ」とまで罵声を浴びせられたという。現在ヤマシタは法的な是正措置を求めている⁴¹⁾。ヤマシタに対する罵声やダダモが日本人のなまりをまねたことは、「ジャップはジャップだ」、日系アメリカ人はアメリカ人ではなく日本人だという『グリズリー・ベアー』誌の主張と同じ偏見に根ざしている。

ここで注目されるのは、ヤマシタに関する調査の結果、マイノリティーの落後率が白人のそれに比して10から15%高いことが判明し、調査官がその事実を重く見た点である。かりに、マイノリティーは本質的に劣っているという思いこみがあれば、それ以上の追求はなかったかもしれない。それでも、こうした調査の結果、差別の存在が明らかになっても、ヤマシタ本人に関しては、差別やいやがらせがなくとも結局は落後したはずだと論じる将校もいるという。果たして、個人の資質として本当に不適合だったのか、それとも教官側の無意識の偏見が判断の基準に歪みを与えていたのか、教官側の差別的で屈辱的な言動が候補者の達成度に不要の重荷を背負わせてしまったのか、正確な回答をだすのはむずかしいであろう。長い年月をかけて社会制度に組み込まれてしまった先入観は、差別する本人にも自覚がないうに、偏見を証明することもむずかしいことをこの事件は物語っている。一人の人間に平等の機会と平等の待遇を与えることが、実際の運営上、いかに困難であるかを痛感させられる。だからこそ自らの偏見を振り返る「積極的な行動」(アフーマティブ・アクション)が必要なのではあるまいか。

注

本稿の資料はカリフォルニア大学ロサンゼルス校に所蔵された文献を利用した。この資料を閲覧できたのは、文部省および長野県の助成による「公立医科大学等経常費等補助金」の支給を受けて、1993年8月から1994年3月まで同校で研修できたことによる。研修を快く許してくれた大学および関係各位に感謝したい。

- 1) R・ウィルソン, B・ホソカワ (猿谷要監訳)『ジャパニーズ・アメリカン』(有斐閣, 1982年)。
- 2) ユウジ・イチオカ (富田虎男, 桑井輝子, 篠田左多江訳)『一世』(刀水書房, 1992年)。
- 3) Roger Daniels, *The Politics of Prejudice: The Anti-Japanese Movement in California and the Struggle for Japanese Exclusion*, (1962, University of California Press, 1977) p. 85.
- 4) ちなみに, アメリカンフットボールのチームで, フォーティナイナーズと呼ばれるチームは, この1849年のゴールドラッシュでカリフォルニアにやってきた人々に由来する。かりに訳すとしたら, 「49年組」とでも呼ぶのであろう。
- 5) Peter Thomas Conmy (Director of Historical Research Grand Parlor of the The Native Sons of the Golden West), *The Origin and Purposes of the Native Sons and Daughters of the Golden West*, 1956, p. 10.
- 6) *Ibid.* p. 12.
- 7) 会長の声明。April, 1922, *Ibid.*, p. Supplement 12.
- 8) Daniels, *op. cit.*, p. 85.
- 9) Conmy, *op. cit.*, p. 18.
- 10) Montavill Flowers, "The Spirit and Intent of the Japanese: Through Race Propagation They Hope to Solve Anti-Japanese Problem," November, 1919, pp. 1 and 7.
- 11) Valentine S. McClatchy, "Indisputable Facts and Figures: Proving California Will Become Japanized Unless Yellow Peril Stamped Out," December 1919, p. 1, 2, 10.
- 12) 移民比例制限案, アメリカに同化している人数によって, 日本人は中国人にも移民を許可しようとする提案。
- 13) November, 1919, p. 1. 強調は原文による。
- 14) H. Stanley Benedict, "California and the Japanese: Intolerable Conditions Resultant from 'Peaceful Invasion' Graphically Pointed Out," August, 1920 pp. 1-3, 21.
- 15) John S. Chambers (State Controller), "Japs Will Triumph over California: Unless Funds Are Put up for Educational Campaign," February, 1921, p. 5.
- 16) *Ibid.* 強調は原文による。
- 17) Clarence M. Hunt, "Contribute," *Ibid.*
- 18) E. G. Adams, "Livingston," June, 1919, p. 15. このリヴィングストンの開拓村の日本人地区は, ヤマトコロニーと呼ばれた。
- 19) J. L. Pomeroy, "Japs Imperill Public Health: Their Garden Truck Not Fit For Human Consumption," February, 1920, pp. 1-2.
- 20) George J. Burns, "Japan a Diplomatic Bluffer: Drunk with Conceit, She is Insolent, and Raises an Issue with Entire Caucasian Race; She Must Be Rebuked," May, 1920, pp. 1-2.
- 21) "Japan's Creed a Menace to the World, and Furnishes Substantial Proof of Her Purpose to Japanize California, and, Eventually, the United States," March, 1920, pp. 6-7に付随した囲み記事 "The Obligation of the Hour," p. 6. 強調は原文による。
- 22) Clarence M. Hunt, "'Seed of the Sun' Root Up the Seed," July, 1921, p. 5. 『太陽の種』 *Seed of the Sun* とは Wallace Irwin の著作で, George H. Doran Co. から出版され, カリフォルニアを日本の領土としようという日本の意図にロマンスを絡めた娯楽作品だという。
- 23) Clarence M. Hunt, "American-Born Jap Children to be Used as Instruments to Carry Japan's Colonization Scheme to Successful Conclusion," January, 1924, p. 11.
- 24) Clarence M. Hunt, "Moral and Money Support for Anti-Jap Campaign," May, 1922, p. 3に引用。兵力削減に反対する論調としては,

- Montaville Flowers, "Disarmament Conference: True Meaning of Gathering to Deal with Pacific Questions," November, 1921, pp. 1-3もある。
- 25) "Is Yellow White?" October, 1922, p. 3.
- 26) "Japs Confident--Why?" December, 1922, p. 3. なお、『新世界』からの引用は英訳からの翻訳である。また強調は原文による。
- 27) "Grizzly Growls," March, 1923, p. 3.
- 28) "Grizzly Growls," April, 1923, p. 3.
- 29) "Grizzly Growls," July, 1923, p. 3.
- 30) "Mob Action Wrong/State Officials, Responsible for Jap Conditions, Should Be Deported via the Ballot-box--'Japan and the California Problem,'" August, 1921, p. 3.
- 31) "Grizzly Growls," August 1923 p. 1.
- 32) "Grizzly Growls," June, 1924, p. 1.
- 33) "Grizzly Growls," November, 1923, p. 1.
- 34) "Grizzly Growls," December, 1923, p. 3. カリフォルニア州外国人土地法は戦後の1948年のフレッド・オオヤマ訴訟事件と1952年の藤井整訴訟事件の判決で無効となった。
- 35) 1907年のサンフランシスコにおける日本人料理店に対するボイコットや襲撃事件に関連して同年の7月号で、「どのような状況であれ、断じて、暴力に対するいいわけも、理由もない」と述べ、8月号で「日本人排斥に関する希望に関して、公正に闘おうではないか。」と訴えている。
- 36) Clarence M. Hunt, "Mob Action Wrong/State Officials, Responsible for Jap Conditions, Should Be Deported via the Ballot-box--'Japan and the California Problem,'" August, 1921, p. 3.
- 37) "Spred the Truth" と題して囲み記事で毎号に掲載された。
- 38) "Grizzly Growls," October, 1923, p. 3.
- 39) "Grizzly Growls," February, 1923, p. 3.
- 40) *New York Times*, April 6, 1995, *Pacific Citizen*, April 24-May 4, 1995.
- 41) *New York Times*, November 20, 1992. *Pacific Citizen*, January 6-19, 1995.